

# 大分県報

平成二十五年  
号外（一八）  
三月二十九日

（金曜日）

## 目次

### 条 例

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正	一
職員の共済制度に関する条例の一部改正	一
おおいた元気創出基金条例の制定	二
大分県使用料及び手数料条例の一部改正	二
大分県税条例の一部改正	六
大分県立美術館の設置及び管理に関する条例の制定	七
大分県新型インフルエンザ等対策本部条例の制定	九
大分県介護基盤整備等促進基金条例の一部改正	一〇
大分県介護職員処遇改善等促進基金条例の一部改正	一〇
障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定	一〇
大分県自殺予防対策強化基金条例の一部改正	一一
大分県環境影響評価条例の一部改正	一二
大分県指定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部改正	一八
青少年の健全な育成に関する条例の一部改正	一八
大分県防災会議条例等の一部改正	二〇
大分県中小企業活性化条例の制定	二一
大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部改正	二三
大分県公営企業の設置等に関する条例の一部改正	二三
大分県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正	二四
大分県道路占用料徴収条例の一部改正	二四
風致地区内における建築等の規制に関する条例の廃止	二四
警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正	二五
大分県地方警察職員定数条例の一部改正	二五

## 〇 条 例

大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県条例第二号

#### 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 大分県の事務処理の特例に関する条例（平成十一年大分県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中十の項を削り、十一の項を十の項とし、十二の項から二十八の項までを一項ずつ繰り上げ、二十九の項を削り、三十の項を二十八の項とし、三十一の項を二十九の項とし、三十二の項を三十の項とする。

第二条 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項の市町村の欄及び四の項の市町村の欄中「杵築市」の下に「宇佐市」を加え、同表の二十一の項の市町村の欄中「豊後高田市、豊後大野市」を「津久見市、豊後高田市、豊後大野市、国東市」に改める。

第三条 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第一の二十一の項の市町村の欄中「津久見市」を「別府市、津久見市」に改める。

#### 附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 第一条の規定 平成二十五年四月一日
- 第二条の規定 平成二十五年十月一日
- 第三条の規定 平成二十六年一月一日

職員共済制度に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

### 大分県条例第三号

#### 職員の共済制度に関する条例の一部を改正する条例

職員の共済制度に関する条例（昭和三十四年大分県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「警察共済組合大分県警察支部」を「警察共済組合大分県支部」に改め、同条第二号中「知事、教育長又は警察本部長」を「互助会」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この条例で「互助会」とは、職員の相互共済及び福利増進を目的とする団体をいう。

第三条中「職員の相互共済及び福利増進を目的とする」を削る。

第四条及び第五条を削り、第六条を第四条とし、第七条を第五条とし、第八条を第六条とし、第九条を削り、第十条を第七条とする。

第十一条第一項中「翌事業年度の四月三十日まで」を「当該事業年度終了後一月以内」に改め、同条を第八条とし、同条の次に次の一条を加える。

**第九條** 知事は、互助会に対し、その事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な助言若しくは勧告をすることができる。

**附則**

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

おおいた元気創出基金条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第四号

**おおいた元気創出基金条例**

**(設置)**

**第一条** 大分県の元気を創出し、活力ある大分県づくりを推進するため、おおいた元気創出基金(以下「基金」という。)を設置する。

**(積立て)**

**第二条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

**(基金の管理)**

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

**(運用益金の処理)**

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

**(繰替運用等)**

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

**(処分)**

**第六条** 知事は、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

**(委任)**

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

**附則**

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第五号

**大分県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例**

大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の大分県消費生活・男女共同参画プラザの項中

料 研修室使用	O A 研 修 室	午後六時から午後九時まで	一、三五〇円	を
		午前九時から正午まで	三、二五〇円	
		午後一時から午後五時まで	三、七〇〇円	
		午後六時から午後九時	三、二五〇円	

洲総合運動公園の項中

	午後六時から午後九時まで	
		一、三五〇円

に改め、同表の大

広告物の掲出	一日一平方メートル	二、三〇〇円
--------	-----------	--------

を

広告物の表示	スコアボード設備によるもの	一件一日	五二、二〇〇円
	その他のもの	一日一平方メートル	二、三〇〇円

に改める。

別表第三の風俗営業等関係事務の項中

二、七〇〇円	認定を受けようとする者が本県において同時に他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料は、それぞれ上記の金額から二、七〇〇円を減じて得た金額とする。
二、七二〇円	認定を受けようとする者が本県において同時に他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料は、それぞれ上記の金額から二、七〇〇円を減じて得た金額とする。

二、二〇〇円	認定を受けようとする者が本県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料は、上記の金額にかかわらず、一
四、三四〇円	認定を受けようとする者が本県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料は、上記の金額にかかわらず、一

に、

五九、七〇〇円	の場合にあっては徴収せず、二の場合にあっては四〇円とし、三の場合にあってはそれぞれ上記の金額から八、〇〇〇円を減じて得た金額とする。
一四、七〇〇円	の場合にあっては徴収せず、二の場合にあっては四〇円とし、三の場合にあってはそれぞれ上記の金額から八、〇〇〇円を減じて得た金額とする。

五九、〇〇〇円	の場合にあっては徴収せず、二の場合にあっては四〇円とし、三の場合にあってはそれぞれ上記の金額から八、〇〇〇円を減じて得た金額とする。
一四、七〇〇円	の場合にあっては徴収せず、二の場合にあっては四〇円とし、三の場合にあってはそれぞれ上記の金額から八、〇〇〇円を減じて得た金額とする。

六、三〇〇円	認定を受けようとする者が本県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料は、上記の金額にかかわらず、一
一八、〇〇〇円	認定を受けようとする者が本県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料は、上記の金額にかかわらず、一

を

三、九〇〇円	認定を受けようとする者が本県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料は、上記の金額にかかわらず、一
六、三〇〇円	認定を受けようとする者が本県において同時に当該認定に係る遊技機と同一の型式に属する他の遊技機について認定を受けようとする場合における当該他の遊技機に係る手数料は、上記の金額にかかわらず、一

に、



<p>一 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第七条に規定する営業について風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第三条第一項の許可（以下この項において「許可」という。）を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機</p>		<p>三 ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第七条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p>		<p>律施行令第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機があるとき。</p>
<p>その他の営業</p>	<p>三月以内の期間を限つて営む営業</p>	<p>その他の営業</p>	<p>三月以内の期間を限つて営む営業</p>	
<p>一件</p>	<p>一件</p>	<p>一件</p>	<p>一件</p>	<p>受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ認定手数料の三の金額の欄に定める額から二、七〇〇円を減じて得た額）を加えて得た金額</p>
<p>二五、〇〇〇円</p>	<p>一五、〇〇〇円</p>	<p>二七、〇〇〇円</p>	<p>一五、〇〇〇円</p>	<p>制及び業務の適正化等に関する法律第四条第三項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における手数料は、それぞれ上記の金額に七、四〇〇円を加えて得た金額とする。</p>

を

<p>一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第十項において準用する同法第九条第</p>		<p>三 ぱちんこ屋及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第七条に規定する営業以外の風俗営業について許可を受けようとする場合</p>		<p>二 ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令第七条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき。</p>		<p>（以下この項において「未認定遊技機」という。）がないとき。</p>
<p>その他の営業</p>	<p>三月以内の期間を限つて営む営業</p>	<p>その他の営業</p>	<p>三月以内の期間を限つて営む営業</p>	<p>一件</p>	<p>一件</p>	<p>一に定める金額に、二、八〇〇円（検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この項において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、五、六〇〇円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数が二、四〇〇円に乗じて得た金額を加えて得た金額）を加えて得た金額に、未認定遊技機一台ごとに四〇円（特定未認定遊技機については、それぞれ認定手数料の三の金額の欄に定める額から八、〇〇〇円を減じて得た額）を加えて得た金額</p>
<p>二四、〇〇〇円</p>	<p>一四、〇〇〇円</p>	<p>二四、〇〇〇円</p>	<p>一四、〇〇〇円</p>	<p>一件</p>	<p>一件</p>	<p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第四条第三項の規定が適用される営業所につき許可を受けようとする場合における手数料は、それぞれ上記の金額に六、八〇〇円を加えて得た金額とする。</p>

に

<p>一項の承認(以下この項において「承認」という。)を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がない場合</p>	<p>二 承認を受けようとする遊技機に認定を受けた遊技機以外の遊技機がある場合</p>
<p>一件</p>	<p>一件</p>
<p>三、四〇〇円</p>	<p>三、四〇〇円に、認定を受けた遊技機以外の遊技機一台ごとに二〇円(検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機については、それぞれ認定手数料の三の金額の欄に定める額から二、七〇〇円を減じて得た額)を加えて得た金額</p>
<p>一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第十項において準用する同法第九条第一項の承認(以下この項において「承認」という。)を受けようとする遊技機に未認定遊技機がない場合</p>	<p>二 承認を受けようとする遊技機に未認定遊技機がある場合</p>
<p>一件</p>	<p>一件</p>
<p>二、四〇〇円</p>	<p>五、二〇〇円(特定未認定遊技機がある場合にあつては、八、〇〇〇円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を二、四〇〇円に乗じて得た金額を加えて得た金額)に、未認定遊技機一台ごとに四〇円(特定未認定遊技機については、それぞれ認定手数料の三の金額の欄に定</p>

を

に改める。

別表第四の宅地建物取引業法関係事務の項の次に次のように加える。

	<p>める額から八、〇〇〇円を減じて得た金額)を加えて得た金額</p>				
<p>風俗営業等関係事務</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1064 1415 1189 1655"> <p>遊技機試験手数料</p> </td> <td data-bbox="1064 1655 1189 2109"> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定制験機関</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="938 1415 1064 1655"> <p>型式試験手数料</p> </td> <td data-bbox="938 1655 1064 2109"> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定制験機関</p> </td> </tr> </table>	<p>遊技機試験手数料</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定制験機関</p>	<p>型式試験手数料</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定制験機関</p>
<p>遊技機試験手数料</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定制験機関</p>				
<p>型式試験手数料</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定制験機関</p>				

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

大分県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第六号

大分県税条例の一部を改正する条例

第一条 大分県税条例(昭和二十五年大分県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条の十二中「百分の二十五」を「六十三分の十七」に改める。

第二条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

第三十五条の十二中「六十三分の十七」を「七十八分の二十二」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第一条及び次項の規定は平成二十六年四月一日から、第二条及び附則第三項の規定は平成二十七年十月一日から施行する。

(地方消費税に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の大分県税条例第三十五条の十二の規定は、第一条の規定の施行の日(以下「第一条施行日」という。)以後に事業者(地方税法(昭和二十五年法律

第二百二十六号)第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下同じ。)が行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和六十三年法律第八号)第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)及び第一条施行日以後に保税地域(同項第二号に規定する保税地域をいう。以下同じ。)から引き取られる課税貨物(同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下同じ。)に係る地方消費税について適用し、第一条施行日前に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の大分県条例第三十五条の十二の規定は、第二条の規定の施行の日(以下「第二条施行日」という。)以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び第二条施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び第一条施行日から第二条施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

大分県立美術館の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第七号

### 大分県立美術館の設置及び管理に関する条例

#### (設置)

**第一条** 芸術文化創造の拠点として、優れた美術作品の鑑賞及び学習の機会を提供するとともに、創作活動及び作品発表等の支援を通じて、県民の感性や創造性を高め、もって文化を核とした地域力を高めるため、大分県立美術館(以下「美術館」という。)を設置する。

#### (位置)

**第二条** 美術館は、大分市寿町二番一号に置く。

#### (事業)

**第三条** 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- 一 美術品及び美術に関する資料(以下「美術品等」という。)の収集、保管、展示及び利用に関すること。
- 二 美術品等に関する調査及び研究に関すること。
- 三 美術に関する情報の収集及び提供に関すること。

- 四 美術に関する講演会、講座等を開催すること。
- 五 美術館の施設及び設備(以下「施設等」という。)の利用に関すること。
- 六 学校及び他の美術館、博物館その他の文化施設等との連携に関すること。
- 七 前各号に掲げる事業のほか、美術館の目的を達成するために必要な事業(指定管理者による管理)

**第四条** 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、美術館の管理に関する業務を行わせることができる。

#### (指定管理者が行う業務)

**第五条** 知事は、次に掲げる業務を指定管理者に行わせることができる。

- 一 第三条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- 二 美術館の施設等の維持管理及び修繕に関する業務
- 三 美術館の利用の受付及び案内に関する業務
- 四 美術館の利用の許可に関する業務
- 五 美術館の利用の促進に関する業務
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める業務

#### (管理の基準)

**第六条** 指定管理者は、次に掲げる基準により、美術館の管理に関する業務を行わなければならない。

- 一 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。
- 二 適切なサービスの提供を行うこと。
- 三 美術品等の管理を適切に行うこと。
- 四 美術館の施設等の維持管理を適切に行うこと。
- 五 業務に関連して取得した個人情報に関する情報を適正に取り扱うこと。

#### (利用の許可)

**第七条** 美術館の施設等を利用しようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術館の利用を許可しないものとする。

- 一 秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- 二 美術品等又は美術館の施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、美術館の管理運営上支障があると認められるとき。

3 指定管理者は、第一項の許可に、美術館の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用許可の取消し等)

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

- 一 前条第一項の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又は同条第三項の条件に違反したとき。
  - 二 利用者が、偽りその他不正な手段により前条第一項の許可を受けたとき。
  - 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められたとき。
- 2 知事は、前項の規定による許可の取消し等によって利用者が受けた損失については、補償しない。

(目的外利用等の禁止)

第九条 利用者は、許可された目的以外の目的に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復義務)

第十条 利用者は、利用を終了したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

(利用料金)

第十一条 利用者は、その利用に係る料金を納めなければならない。

2 所蔵作品展(美術館が所蔵する美術品等の展示をいう。以下同じ。)を観覧する者は、その観覧に係る料金を納めなければならない。

3 前二項の料金(以下「利用料金」という。)は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 知事は、指定管理者に利用料金をその収入として收受させるものとする。

5 指定管理者は、公用若しくは公共用又は公益のために利用し、又は観覧する場合で特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第十二条 美術品等又は美術館の施設等を損傷し、又は滅失した者は、知事の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第十三条 この条例に定めるもののほか、美術館の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して二年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第四条から第六条まで、第十三条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 美術館の施設等の利用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表(第十一条関係)

区		分	金	額	備	考
展 示 室 B	二五〇平方メートル以内を利用する場合	一	二九、四四、四〇〇円以下	二九、六〇〇円以上	1 展示室A及び展示室Bを利用する場合で、その面積の四分の三、二分の一又は四分の一の面積を利用するときの利用料金の額は、当該施設につき指定管理者が定めた利用料金の額に四分の三、二分の一又は四分の一を乗じて得た額とする。この場合、十円未満の端数は、切り捨てる。	2 入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収する
		一	二九、四四、四〇〇円以下	二九、六〇〇円以上		
展 示 室 A	二五〇平方メートルを超え五〇〇平方メートル以内を	一	二九、四四、四〇〇円以下	二九、六〇〇円以上	1 展示室A及び展示室Bを利用する場合で、その面積の四分の三、二分の一又は四分の一の面積を利用するときの利用料金の額は、当該施設につき指定管理者が定めた利用料金の額に四分の三、二分の一又は四分の一を乗じて得た額とする。この場合、十円未満の端数は、切り捨てる。	2 入場料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場者から徴収する入場の対価をいう。)を徴収する
		一	二九、四四、四〇〇円以下	二九、六〇〇円以上		

	駐 車 場	ア ト リ エ	研 修 室	ム ア トリウ		
				利用する場合	五〇〇平方メートルを超え七五〇平方メートル以内を利用する場合	七五〇平方メートルを超えて利用する場合
一 般				一 日	一 日	
一人一回		一 時間	一 時間	一 日	一 日	
三〇〇円以下	駐車時間三〇分ごと に一五〇円以下	一、 四五〇円以下 九五〇円以上	一、 四五〇円以下 九五〇円以上	一五、二〇〇円以上 二二、八〇〇円以下	一一、四〇〇円以上 一七、二〇〇円以下	
<p>場合及び営利目的で利用する場合は、利用料金の額は、当該施設につき指定管理者が定めた利用料金の額に百分の百四十を乗じて得た額以下の額とする。</p> <p>3 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。）並びに学校教育関係団体及び芸術・文化団体で指定管理者が定めるものが利用する場合の利用料金の額の範囲は、当該施設につき指定管理者が定めた利用料金の額以下とする。</p> <p>4 美術館の附属設備及び器具の利用料金については、別に規則で定める。</p> <p>1 「大学生・高校生」とは、大学の学生、高等専門学校、高等学校、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者をいう。</p> <p>駐車時間が三十分以内である場合は、利用料金は徴収しない。</p>						

所蔵作品 展		個人	個人
団体 (二人以上)	個人	大学生・高校生	小学生及び中学校の児童又は生徒（これらに準ずる者を含む。）が観覧する場合の利用料金は、徴収しない。
大学生・高校生	一般	一人一回	県内の高等学校の生徒（これに準ずる者を含む。）並びに県内の小学校、中学校及び高等学校の児童又は生徒（これらに準ずる者を含む。）を引率する者が学校の教育課程に基づき教育活動として観覧する場合の利用料金は、徴収しない。
一人一回	一人一回	二〇〇円以下	知事が別に定める障害者等及びその付添人等が観覧する場合の利用料金は、徴収しない。
一五〇円以下	二五〇円以下		

大分県新型インフルエンザ等対策本部条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広瀬 勝 貞

大分県条例第八号  
大分県新型インフルエンザ等対策本部条例  
(趣旨)

第一条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号。以下「法」という。）第二十六条の規定に基づき、大分県新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

**第二条** 大分県新型コロナウイルス等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 大分県新型コロナウイルス等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 大分県新型コロナウイルス等対策本部長(以下「本部長」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、県の職員のうちから、知事が任命する。

(会議)  
**第三条** 本部長は、対策本部における法第二十二條第二項の事務並びに情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第二十三條第四項の規定により国の職員その他県の職員以外の者を前項の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)  
**第四条** 本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)  
**第五条** この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附則** この条例は、法の施行の日から施行する。

大分県介護基盤緊急整備等促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第九号  
**大分県介護基盤緊急整備等促進基金条例の一部を改正する条例**  
大分県介護基盤緊急整備等促進基金条例(平成二十一年大分県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。  
附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改め

る。

**附則** この条例は、公布の日から施行する。

大分県介護職員処遇改善等促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第十号

**大分県介護職員処遇改善等促進基金条例の一部を改正する条例**  
大分県介護職員処遇改善等促進基金条例(平成二十一年大分県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

**附則** この条例は、公布の日から施行する。

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第十一号

**障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例**  
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)  
**第一条** 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十三年大分県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第十條の二第二号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に改める。  
(大分県知的障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正)  
**第二条** 大分県知的障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年大分県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第五号及び第六号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。  
(大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**第三条** 大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年大分県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に、「自立支援法」を「総合支援法」に、「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改め、同条第六号から第八号までの規定中「自立支援法」を「総合支援法」に改める。

（大分県障害者介護給付費等不服審査会条例の一部改正）

**第四条** 大分県障害者介護給付費等不服審査会条例（平成十八年大分県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第二条第二項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

（大分県障害者自立支援対策臨時特例基金条例の一部改正）

**第五条** 大分県障害者自立支援対策臨時特例基金条例（平成十九年大分県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（大分県障害児通所給付費等不服審査会条例の一部改正）

**第六条** 大分県障害児通所給付費等不服審査会条例（平成二十四年大分県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

**第七条** 指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

（指定障害福祉サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

第五十条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則第四項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

（指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

**第八条** 指定障害者支援施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

**第九条** 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

（障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則第七項中「第五条第二十六項」を「第五条第二十五項」に改める。

**第十条** 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

（指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第十一条** 指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年大分県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

附則第二項中「障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

（指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

**第十二条** 指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年大分県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「第五条第十七項」を「第五条第十六項」に改める。

**附則**

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第二号の改正規定(「第五条第十二項」を「第五条第十一項」に改める部分に限る。)、第三条中大分県身体障害者更生相談所の設置及び管理に関する条例第三条第三号の改正規定(「第五条第二十四項」を「第五条第二十三項」に改める部分に限る。)、第九条中障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例附則第七項の改正規定、第十一条中指定通所支援の事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十九条第一項の改正規定及び第十二条の規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

大分県自殺予防対策強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第十二号

**大分県自殺予防対策強化基金条例の一部を改正する条例**

大分県自殺予防対策強化基金条例(平成二十一年大分県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

**附則**

この条例は、公布の日から施行する。

大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞  
大分県条例第十三号

**大分県環境影響評価条例の一部を改正する条例**

大分県環境影響評価条例(平成十一年大分県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中

第一節	環境影響評価実施計画書の作成等(第五条―第十条)	
第二節	環境影響評価の実施等(第十一条―第十二条)	
第三節	環境影響評価準備書(第十三条―第二十条)	を
第四節	環境影響評価書(第二十一条―第二十四条)	
第一節	配慮書の作成等(第四条の二―第四条の七)	
第二節	環境影響評価実施計画書の作成等(第五条―第十条)	
第三節	環境影響評価の実施等(第十一条―第十二条)	に改める。
第四節	環境影響評価準備書(第十三条―第二十条)	
第五節	環境影響評価書(第二十一条―第二十四条)	

第四条第二項中第二号を第四号とし、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

- 一 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業の実施が想定される区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項(以下「計画段階配慮事項」という。)についての検討を適切に行うために必要であると認められる計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針(以下「計画段階配慮事項等選定指針」という。)
- 二 計画段階配慮事項についての検討に当たって一般の環境の保全の見地からの意見を求める場合の措置に関する指針(以下「意見聴取措置指針」という。)

第二十一条各号列記以外の部分中「前条第一項」を「前条第一項の知事」に改める。

第二十三条第一項中「第一種対象事業関係地域内において、第一種対象事業評価書及びこれを要約した書類を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、第一種対象事業評価書及びこれを要約した書類を第一種対象事業関係地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第三章中第四節を第五節とする。

第十三条第一号中「第三号」を「第六号」に改め、同条に次の一号を加える。

八 その他規則で定める事項

第十四条中「第十条第一項」を「第十条第一項の知事」に、「かがみ」を「鑑み」に改める。

第十五条第一項中「第一種対象事業関係地域内において、第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類を第一種対象事業関係地域内に

において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改める。

第十六条第一項中「説明会」を「準備書説明会」に、「説明会を」を「準備書説明会を」に改め、同条第二項中「説明会を」を「準備書説明会を」に、「説明会の」を「当該準備書説明会の」に改め、同条第三項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、同条第四項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、後段を削り、同条第五項中「説明会」を「準備書説明会」に改め、「前項に規定する場合においてはその理由及び第一種対象事業準備書の記載事項の周知の方法を」を削り、同条第六項中「説明会」を「準備書説明会」に改める。

第三章第三節を第四節とする。

第三章中第三節を第四節とする。

第十一条中「第五条第四号」を「第五条第七号」に改める。

第三章中第二節を第三節とする。

第五条中「同じ。」は「の下に」、「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の五第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し」を加え、同条第四号を同条第七号とし、同条第三号の次に次の三号を加える。

四 第四条の三第一項第四号に掲げる事項

五 第四条の五第一項の意見

六 前号の意見についての事業者の見解

第五条に次の一号を加える。

八 その他規則で定める事項

第六条第一項中「対し、第一種対象事業実施計画書」の下に「及びこれを要約した書類（次項及び次条において「実施計画書等」という。）」を加え、同条第二項中「第一種対象事業実施計画書」を「実施計画書等」に改める。

第七条第一項中「第一種対象事業実施計画書を作成したとき」を「実施計画書等を作成したとき」に、「前条第一項の地域内において、第一種対象事業実施計画書を公告の日から起算して一月間縦覧に供しなければ」を「公告の日から起算して一月間、実施計画書等を前条第一項の地域内において縦覧に供するとともに、規則で定めるところにより、インターネットの利用その他の方法により公表しなければ」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（説明会の開催等）

第七条の二 事業者は、規則で定めるところにより、前条第一項に規定する縦覧期間内に、

第六条第一項の地域内において、第一種対象事業実施計画書の記載事項を周知させるための説明会（以下「実施計画書説明会」という。）を開催しなければならない。この場合に

において、当該地域内に実施計画書説明会を開催する適当な場所がないときは、当該地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、前項の規定により実施計画書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを知事及び第六条第一項の地域を管轄する市町村長に通知するとともに、当該実施計画書説明会の開催を予定する日の一週間前までに公告しなければならない。

3 事業者は、実施計画書説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事の意見を聴くことができる。

4 事業者は、その責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものにより、第二項の規定による公告をした実施計画書説明会を開催することができない場合には、当該実施計画書説明会を開催することを要しない。

5 事業者は、規則で定めるところにより、第一項の規定により実施計画書説明会を開催した場合においては、その実施状況を知事及び第六条第一項の地域を管轄する市町村長に報告しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、実施計画書説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

第八条第一項中「前条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第三章中第一節を第二節とし、同節の前に次の一節を加える。

第一節 配慮書の作成等

（計画段階配慮事項についての検討）

第四条の二 第一種対象事業を実施しようとする者は、第一種対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定するに当たっては、計画段階配慮事項等選定指針に基づき、一又は二以上の当該事業の実施が想定される区域（以下「事業実施想定区域」という。）における当該事業に係る計画段階配慮事項についての検討を行わなければならない。

（配慮書の作成）

第四条の三 第一種対象事業を実施しようとする者は、計画段階配慮事項についての検討を行った結果について、次に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成しなければならない。

一 第一種対象事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者の氏名並びにその主たる事務所の所在地）

二 第一種対象事業の目的及び内容

- 三 事業実施想定区域及びその周囲の概況
- 四 計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- 五 その他規則で定める事項

2 相互に関連する二以上の第一種対象事業を実施しようとする場合は、当該第一種対象事業を実施しようとする者は、これらの第一種対象事業について、併せて配慮書を作成することができる。

(配慮書の提出等)

**第四条の四** 第一種対象事業を実施しようとする者は、配慮書を作成したときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事及び当該配慮書に係る認められる地域を管轄する市町村長に対し、これを提出するとともに、当該配慮書及びこれを要約した書類を公表しなければならない。

(配慮書についての知事等の意見)

**第四条の五** 知事は、前条の規定による提出を受けたときは、規則で定める期間内に、第一種対象事業を実施しようとする者に対し、配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により述べることができる。

2 知事は、前条の規定による提出を受けたときは、期間を指定して、配慮書について同条に規定する市町村長の環境の保全の見地からの意見を求めることができる。

3 知事は、第一項の規定により意見を述べた場合においては、技術審査会の意見を聴くとともに、前項に規定する市町村長の意見があるときは、これを勘案するものとする。

(配慮書についての意見の聴取)

**第四条の六** 第一種対象事業を実施しようとする者は、規則で定めるところにより、意見聴取措置指針に基づき、配慮書の案又は配慮書について意見を求めるように努めなければならない。

(第一種対象事業の廃止等)

**第四条の七** 第一種対象事業を実施しようとする者は、第四条の四の規定による公表を行うつてから第七条の規定による公告を行うまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、規則で定めるところにより、知事及び第四条の四に規定する市町村長にその旨を通知するとともに、その旨を公表しなければならない。

- 一 第一種対象事業を実施しないこととしたとき。
- 二 第四条の三第一項第二号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が第一種対象事業に該当しないこととなったとき。
- 三 第一種対象事業の実施を他の者に引き継いだとき。

2 前項第二号の場合において、当該修正後の事業が第二種対象事業に該当するときは、当該修正前の事業についてなされた第一種対象事業に係る計画段階配慮事項についての検討その他の手続については、第二種対象事業についてなされた計画段階配慮事項についての検討その他の手続とみなす。

3 第一項第三号の場合において、当該引継ぎ後の事業が第一種対象事業であるときは、同項の規定による公表の日以前に当該引継ぎ前の第一種対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種対象事業を実施しようとする者となった者が行ったものとみなし、当該引継ぎ前の第一種対象事業を実施しようとする者について行われた計画段階配慮事項についての検討その他の手続は新たに第一種対象事業を実施しようとする者となった者について行われたものとみなす。

第二十五条第二項を次のように改める。

2 第五条(同条第四号から第六号まで及び第八号を除く。)、第六条、第十条から第十四条まで(第十三条第二号を除く。)、及び第二十条から前条まで(第二十一条第二号及び第三号を除く。)、の規定は、前項の規定による第二種対象事業に係る環境影響評価その他の手続について準用する。この場合において、第五条各号列記以外の部分中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、「この章」とあるのは「第四章」と、「配慮書を作成しているときはその配慮書の内容を踏まえるとともに、第四条の五第一項の意見が述べられたときはこれを勘案して、第四条の二の事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定し、規則で定めるところにより、第一種対象事業」とあるのは「規則で定めるところにより、第二種対象事業」と、「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第二号、第三号及び第七号の規定中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第六条第一項中「第一種対象事業実施計画書を」とあるのは「第二種対象事業実施計画書を」と、「第一種対象事業に」とあるのは「第二種対象事業に」と、「第二種対象事業に」と、「第一種対象事業実施計画書及びこれを要約した書類(次項及び次条において「実施計画書等」という。)」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第二項中「実施計画書等」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十条第一項中「前条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「第六条第一項」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第六条第一項」と、同条第二項中「前条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「同条に規定する」とあるのは「第二十五条第二項において準用する第六条第一項の地域を管轄する」と、同条第三項中「勘



三第一項第四号」と、同条第五号中「第四条の五第一項」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第四条の五第一項」と、同条第七号中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第六条第一項中「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業」と、第一種対象事業に」とあるのは「第二種対象事業に」と、第一種対象事業実施計画書及びこれを要約した書類(次項及び次条において「実施計画書等」という。）」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、同条第二項中「実施計画書等」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十条第一項中「前条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」と、「第六条第一項」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第六条第一項」と、同条第二項中「前条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業実施計画書」とあり、及び「第二種対象事業実施計画書」とあるのは「第二種対象事業」とともに、前条に規定する書類及び意見書の写しに記載された意見に配慮する」とあるのは「勘案する」と、第十一条中「勘案するとともに、第八条第一項の意見に配慮して」とあるのは「勘案して第二十五条第三項において準用する」と、「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十二条中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十三条各号列記以外の部分中「第一種対象事業に」とあるのは「第二種対象事業に」と、「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、同条第一号中「第五条第一号」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第五条第一号」と、同条第三号中「第十条第一項」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第十条第一項」と、同条第四号中「前二号」とあるのは「前号」と、同条第六号中「第一種対象事業」とあるのは「第二種対象事業」と、第十四条中「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、「第六条第一項の地域(第八条第一項及び第十条第一項の知事の意見並びに」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第六条第一項の地域(第二十五条第三項において準用する第十条第一項の知事の意見及び第二十五条第三項において準用する」と、「第一種対象事業関係地域」とあるのは「第二種対象事業関係地域」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、「第一種対象事業準備書及びこれを要約した書類」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、第二十条第一項中「第十八条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、同条第二項中「第十八条の規定による書類等」とあり、及び「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と

と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、同条第三項中「第一種対象事業関係市町村長の意見を勘案するとともに、第十七条第一項の意見、第十八条の事業者の見解及び第十九条第二項の意見に配慮する」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長の意見を勘案する」と、第二十一条各号列記以外の部分中「勘案するとともに、第十七条第一項の意見に配慮して第一種対象事業準備書」とあるのは「勘案して第二種対象事業準備書」と、「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、同条第一号中「第十三条各号」とあるのは「第二十五条第三項において準用する第十三条各号」と、同条第五号中「前三号」とあるのは「前号」と、同条第六号中「第一種対象事業準備書」とあるのは「第二種対象事業準備書」と、第二十二号中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第二十三号第一項中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と、「第一種対象事業関係地域」とあるのは「第二種対象事業関係地域」と、同条第二項中「第一種対象事業関係市町村長」とあるのは「第二種対象事業関係市町村長」と、第二十四条中「第一種対象事業評価書」とあるのは「第二種対象事業評価書」と読み替えるものとする。

第二十六条中「第二十五条第二項」の下に「又は第三項」を加える。  
第二十七条第一項中「第二十五条第二項」の下に「又は第三項」を、「第三章」の下に「(第一節を除く。）」を加え、「第五章」を「この章」に、「第六章」を「次章」に、「第四章」を「前章」に改める。

第二十八条から第三十条までの規定中「第二十五条第二項」の下に「又は第三項」を加える。  
第三十一条第一項中「(第二十五条第二項」の下に「又は第三項」を、「更に第二十五条第二項」の下に「又は第三項」を加え、「又は第二十五条第二項において準用する」を「又は」に改める。

第三十五条第一項中「第二十五条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同条第二項中「定めるところにより」の下に「第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書に第十三条第六号(第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）」に掲げる措置(回復することが困難であるためその保全が特に必要であると認められる環境に係るものであって、その効果が確実でないものとして規則で定めるものに限る。）」を加える。

第三十七条第一項第一号の次に次の一号を加える。  
一の二 配慮書に虚偽の記載を行い、知事又は第四条の四に規定する市町村長に提出したとき。

第三十九条第一項中「建設大臣又は市町村。」を「国土交通大臣（同法第八十五条の二の規定により同法第二十二條第一項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、九州地方整備局長）又は市町村）又は都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第五十一条第一項の規定に基づき都市計画の決定若しくは変更をする市町村（「に」、「いう。」で）を「総称する。」で）に改め、「ものが」の下に「当該対象事業を実施しようとする者又は」を、「において、」の下に「第四条の三第二項、第四条の七第一項第三号及び第三項並びに」を加え、同条第二項中「まで（」の下に「第四条の三第二項、第四条の七第一項第三号及び第三項並びに」を加える。

第四十条中「の規定（第二十五条第二項において準用する場合を含む。）」を「（第二十五条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）」の規定」に改める。

第四十一条中「第二十五条第二項」の下に「又は第三項」を加える。

第四十二条の見出し中「事業者」を「対象事業を実施しようとする者及び事業者」に改め、同条第一項を削り、同条第五項中「又は第二十五条第二項」の下に「若しくは第三項」を、「行ってから第二十五条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「第三章第三節及び第四節」を「第三章第四節及び第五節」に改め、「（第二十五条第二項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「第二十五条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「実施計画書」を「配慮書、第一種対象事業実施計画書若しくは第二種対象事業実施計画書」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項中「前に」の下に「第二種対象事業を実施する」を加え、「この条例の規定に基づき」を削り、「みなす」を「みなし、第二種対象事業を実施する事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の五項を加える。

第一種対象事業を実施しようとする者が第四条の四の規定による公表を行ってから第七条第一項の規定による公告を行うまでの間において、当該公表に係る第一種対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第一種対象事業を実施しようとする者及び知事にその旨を通知したときは、第一種対象事業を実施しようとする者は、当該第一種対象事業実施計画書を作成していない場合にあっては当該配慮書を、当該第一種対象事業実施計画書を既に作成している場合にあっては当該第一種対象事業実施計画書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第一種対象事業については、第三十九条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書又は第一種対象事業実施計画書の送付を受けたときから適用する。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に第一種対象事業を実施しようとする者が行

った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとなし、第一種対象事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

3 第二種対象事業を実施しようとする者（配慮書を作成した者に限る。以下この項及び次項において同じ。）が第二十五条第三項において準用する第四条の四の規定による提出を行ってから第二十五条第三項において準用する第五条の規定により第二種対象事業実施計画書を作成するまでの間において、当該第二種対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該第二種対象事業を実施しようとする者及び知事にその旨を通知したときは、第二種対象事業を実施しようとする者は、配慮書を当該都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る第二種対象事業については、第三十九条第一項の規定は、都市計画決定権者が当該配慮書の送付を受けたときから適用する。

4 前項の場合において、その通知を受ける前に第二種対象事業を実施しようとする者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとなし、第二種対象事業を実施しようとする者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

5 第二種対象事業を実施する事業者が第二十五条第二項又は第三項において準用する第五条の規定により第二種対象事業実施計画書を作成してから第二十五条第二項又は第三項において準用する第六条第一項の規定による提出を行うまでの間において、当該第二種対象事業実施計画書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、当該事業者及び知事にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る第二種対象事業についての第三十九条第一項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、第二種対象事業を実施する事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該第二種対象事業実施計画書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

第四十五条第二項中「第三章第一節」の下に「及び第二節」を加える。

第五十条第一項中「知事は」の下に「法第三条の七第一項」を、「第十条第一項」の下に「若しくは第五項」を、「第二十条第一項」の下に「若しくは第五項」を加え、同条第二項中「第二十条第一項」の下に「又は第五項」を加える。

第五十二条中「第一種対象事業関係地域又は第二種対象事業関係地域」を「事業実施想定区域とすべき区域又は第一種対象事業関係地域若しくは第二種対象事業関係地域」に改める。

第五十三条第三項中「第四条第二項第一号」を「事業実施想定区域、第四条第二項第三

号」に、「又は第二種対象事業関係地域」を「若しくは第二種対象事業関係地域」に改める。

第五十五条に次の一項を加える。

2 第三章第一節の規定は、県の利害に重大な関係があり、かつ、災害の発生その他特別の事情により緊急の実施を要すると認められる事業として規則で定めるものについては、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第四条第二項及び第五十条の改正規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大分県環境影響評価条例(以下「新条例」という。)第七条、第十五条又は第二十三条(新条例第二十五条第二項及び第三項の規定により準用する場合を含む。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行う公告及び縦覧に係る第一種対象事業実施計画書、第一種対象事業準備書又は第一種対象事業評価書若しくは第二種対象事業評価書について適用する。

3 新条例第七条の二及び第十六条の規定は、施行日以後に行う公告及び縦覧に係る第一種対象事業実施計画書又は第一種対象事業準備書について適用する。

4 新条例第四条の二から第四条の六までの規定は、施行日前に第一種対象事業実施計画書を公告した事業については、適用しない。

5 新条例第三十五条第二項の規定は、施行日以後に第一種対象事業評価書又は第二種対象事業評価書の公告及び縦覧を行った事業者及び新条例第三十九条第一項に規定する都市計画決定権者(以下「都市計画決定権者」という。)について適用する。

6 この条例の施行後に第一種対象事業を実施しようとする者となるべき者は、この条例の施行前において、新条例第四条の二から第四条の七までの規定の例による新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行うことができる。

7 前項の規定による手続が行われた第一種対象事業については、当該手続は、新条例の相当する規定により施行日に行われたものとみなす。

8 前二項の規定は、この条例の施行後に新条例第三十九条第一項の規定により新条例第四条の二に規定する計画段階配慮事項についての検討その他の手続を同条に規定する第一種対象事業を実施しようとする者に代わるものとして行う都市計画決定権者となるべき者に

ついて準用する。

指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十四号

指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を改正する条例

指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例(平成二十四年大分県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一号ハ中「第三十二条の三第七項」の下に「及び第三十二条の十一第一項」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十五号

青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例

青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十三条の二」に改める。

第三条第五号を次のように改める。

五 図書等 書籍、雑誌その他の刊行物、絵画、写真、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に係る記録媒体その他これらに類するものをいう。

第十七条第二項中「特別の事情」を「正当な理由」に改め、同条に次の一項を加える。

3 深夜において営業を営む者又はその代理人、使用人その他の従業者は、深夜に当該営業に係る施設内及び敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。第二十一条第四項第一号中「三十ページ」を「十ページ」に、「三分の一」を「十分の一」

一」に改め、「占めるもの」の下に「(当該刊行物の内容が主として読者の好色の興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)」を加え、同項第二号を次のように改める。

二 電磁的記録に係る記録媒体その他これらに類するもの(以下「記録媒体等」という。)であつて、全裸、半裸若しくはこれに近い状態での卑わいな姿態若しくは性交若しくはこれに類する性行為を描写した場面で規則で定めるものを収録する時間が合わせて三分以上であるもの又は当該場面の数が十以上であるもの(当該記録媒体等の内容が主として視聴者の好色の興味に訴えるものでないと認められるものを除く。)

第二十一条第六項中「ときは」の下に「、間仕切り等によつて仕切られた場所等への陳列その他の規則で定める方法により」を加え、同条第七項中「前項の掲示」を「同項の掲示」に改め、同条に次の一項を加える。

9 前三項の規定は、法令により青少年の立入りが禁止されている場所に有害図書等が陳列される場合は、適用しない。

第二十二条を次のように改める。

(青少年のインターネット接続機器利用に係る保護者等の責務)

**第二十二條** 保護者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号。以下「環境整備法」という。))第二条第九項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアをいう。以下同じ。)又は青少年有害情報フィルタリングサービス(同条第十項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。)の利用により、インターネットと接続する機能を有する機器を適切に管理し、青少年が当該機器を使用して青少年有害情報(同条第三項に規定する青少年有害情報をいう。以下同じ。)を閲覧し、又は視聴することがないように努めるとともに、青少年がインターネットを利用して違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をすることを防ぐため、青少年のインターネットの利用を適切に管理するように努めなければならない。

2 保護者は、家庭、地域その他の場において、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため、自らもインターネットの利用に伴う危険性及び過度の利用による弊害についての理解並びにこれらの除去に必要な知識の習得に努めるとともに、これらを踏まえて青少年とともにインターネットの利用に当たり遵守すべき事項を定めるなど適切な利用の確保に努めるものとする。

3 インターネット接続業務提供事業者(環境整備法第二条第六項に規定するインターネット接続業務提供事業者をいう。以下同じ。)及びインターネットと接続する機能を有する機器の販売又は貸付けを業とするものは、その事業活動を行うに当たつては、青少年有害

情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないよう、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに係る情報その他の必要な情報を提供するように努めなければならない。

第二十二條の次に次の四條を加える。

(携帯電話端末等による青少年有害情報の閲覧防止措置)

**第二十二條の二** 携帯電話インターネット接続業務提供事業者(環境整備法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続業務提供事業者をいう。以下同じ。)は、携帯電話インターネット接続業務(環境整備法第二条第七項に規定する携帯電話インターネット接続業務をいう。以下同じ。)を提供する契約(当該契約の内容を変更する契約を含む。以下「携帯電話インターネット契約」という。)を締結するに当たつては、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末若しくはPHS端末(以下「携帯電話端末等」という。)の使用が青少年であるかどうかを確認するとともに、当該携帯電話インターネット契約の相手方又は当該携帯電話インターネット契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、当該青少年及びその保護者に対し、携帯電話インターネット接続業務の提供を受けることにより青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴する機会が生ずることその他の規則で定める事項を説明するとともに、当該事項を記載した説明書を交付しなければならない。ただし、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として締結されていた携帯電話インターネット契約の内容を変更する場合であつて、引き続き青少年有害情報フィルタリングサービスを利用する旨の申出があつたときは、この限りでない。

2 保護者は、前項本文の規定により説明書の交付を受けた場合において、環境整備法第七條第一項ただし書の規定により青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をするときは、規則で定める事項を記載した書面を携帯電話インターネット接続業務提供事業者に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続業務提供事業者は、前項の規定により書面の提出を受けた場合は、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が満十八歳に達する日(当該青少年が他の法令により成年者となつた日を含む。)のいずれか早い日までの間、当該書面又は当該書面に記載された事項に係る電磁的記録を保存しなければならない。

(携帯電話インターネット接続業務提供事業者の保護者に対する説明等に係る勧告等)

**第二十二條の三** 知事は、携帯電話インターネット接続業務提供事業者が前条第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該携帯電話インターネット接続業務提供事

業者に對し必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を行うために必要な限度において、青少年有害情報フィ  
ルタリングサービスを利用しない携帯電話インターネット接続業務の提供を受けていると  
認められる青少年の保護者に対して、質問し、又は報告若しくは資料の提供を求めること  
ができる。

3 知事は、第一項の規定による勧告を受けた携帯電話インターネット接続業務提供事業者  
が当該勧告に従わなかつたときは、住所、氏名又は名称及びその勧告内容を公表すること  
ができる。

4 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた携  
帯電話インターネット接続業務提供事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければなら  
ない。

(インターネットの利用をさせる営業を営む者の責務)

**第二十二條の四** 客にインターネットの利用をさせる営業で区画された客席を設けて営むも  
のを営む者は、青少年にインターネットの利用をさせる場合は、青少年有害情報フィルタ  
リングソフトウェアの利用その他の適切な方法により、青少年有害情報の閲覧又は視聴を  
防止するための措置を講ずるよう努めなければならない。

(インターネットの適切な利用に関する啓発等)

**第二十二條の五** 県は、インターネット接続業務提供事業者その他の者と連携し、青少年に  
よるインターネットの適切な利用に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

第三十八條第五号中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第六号を次のように改  
める。

六 催眠、めいてい、興奮、幻覚等の作用を有する薬品等で規則で定めるもの(以下「特  
定薬品等」という。)の不健全な使用

第三十九條の次に次の一条を加える。

(青少年への勧誘行為等の禁止)

**第三十九條の二** 何人も、青少年に対し、次に掲げる行為を行つてはならない。

一 青少年が着用した下着又は青少年のだ液若しくはふん尿を買ひ受け、交換し、若しく  
は売却する委託を受け、又はこれらの行為に係る勧誘をすること。

二 接待飲食等営業(風適法第二條第一項第二号に該当する営業をいう。)の客となるよ  
うに勧誘すること。

三 性風俗関連特殊営業(風適法第二條第五項に規定する性風俗関連特殊営業をいう。)に  
おいて、客に接する業務に従事するように勧誘すること。

第四十一條第一項中「福祉事務所、児童相談所又は警察署(以下「福祉事務所等」を「警  
察署、児童相談所、福祉事務所その他の関係機関(以下「警察署等関係機関」に改め、同条

第二項中「福祉事務所等」を「警察署等関係機関」に改める。  
第四十二條を次のように改める。

(特定薬品等の販売等の制限)

**第四十二條** 何人も、不健全に使用することを知つて青少年に特定薬品等を販売し、又は授  
与してはならない。

第三章中第四十三條の次に次の一条を加える。

(保護者等への通知)

**第四十三條の二** 何人も、青少年が向精神薬又は特定薬品等を使用したことにより応急の救  
護を要すると認められる状態になつてゐるのを知つたときは、速やかにその旨を警察署等  
関係機関に通知しなければならない。

2 何人も、次に掲げるときは、保護者又は警察署等関係機関に通知するよう努めなければ  
ならない。

一 青少年の非行が行われ、又は行われるおそれがあると認めるとき。

二 青少年が向精神薬又は特定薬品等を不健全に使用していると認めるとき。

第四十七條第四項第二号中「又は第三十六條第一項」を、「第三十六條第一項又は第四十  
二條」に改め、同条第五項第一号中「又は第三十九條第一項」を、「第三十九條第一項又は  
第三十九條の二」に改め、同条第六項中「又は第四十條」を、「第三十九條の二、第四十條  
又は第四十二條」に、「第五項第一号」を「前項第一号」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

大分県防災会議条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県条例第十六号 大分県知事 広 瀬 勝 貞

**大分県防災会議条例等の一部を改正する条例**

(大分県防災会議条例の一部改正)

**第一条** 大分県防災会議条例（昭和三十七年大分県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに指定公共機関」を、「指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加え、「及び二十五人」を、「二十五人及び五人」に改め、同条第二項中「並びに指定公共機関」を、「指定公共機関」に改め、「職員のうちから任命される委員」の下に「並びに自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される委員」を加える。

第三条第一項中「五十人」を「五十五人」に改める。

（大分県災害対策本部条例の一部改正）

**第二条** 大分県災害対策本部条例（昭和三十七年大分県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行に伴い新たに任命される委員の任期は、第一条の規定による改正後の大分県防災会議条例第二条第二項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に任命されている委員の任期満了の日までとする。

大分県中小企業活性化条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十七号

## 大分県中小企業活性化条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 中小企業の振興に関する基本的施策

第一節 基本方針（第十二条）

第二節 中小企業の振興に関する施策（第十三条―第二十条）

### 附則

本県の中小企業は、全企業数の九十九パーセント以上を占めるとともに、雇用数においても八割超を担う等、経済・社会の主役ともいえるべき極めて重要な存在である。

本県では、古くから、豊かな水や米を活かした醸造業をはじめ、温泉を活用した旅館業やリ阿斯式地形を利用した造船業等、地域の資源を活かした中小企業が各地域の経済を支えてきた。その後、新産業都市やテクノポリスの指定により、鉄鋼、石油、化学、半導体、電気等の企業が立地し、近くは、自動車、精密機器等の大型企業が立地したが、こうした多様な進出企業が存在する強みを活かして、地域の中小企業もその活躍の場を広げている。

しかしながら、中小企業の大半は従業員二十人以下の小規模企業や個人事業主であり、経営基盤の脆弱さ等の課題を抱えるとともに、経済環境の悪化に伴い、近年では廃業数が開業数を上回る等、厳しい状況に置かれている。また、商業、サービスの分野でも、県民生活に密接に関わってきた地域の商店街や商店は、大型店の出店や人口の減少等により、衰退傾向に歯止めがかからず、県民の消費活動にも影響が生じている。

こうした困難な状況にある中小企業ではあるが、大企業とともにサプライチェーンの重要な一角を担い、意思決定の早さや顧客へのきめ細かな対応力、個性に富んだ技術・商品力といった、中小企業ならではの大きな強みを持っている。これらの特長を伸ばして、トップメーカーやオンリーワン企業に成長し、県経済の新たな牽引役となる中小企業も出てきている。

また、中小企業は、日々の防犯活動や災害時の協力等、地域社会の安全・安心に貢献するとともに、地域振興活動や伝統文化継承等を通じて、地域活力の担い手としての役割を果たしていることを忘れてはならない。

私たち県民は、中小企業が経済や雇用面のみならず、県民生活や地域社会に不可欠な存在であり、中小企業の活力が大分県の活力の源になっていることを理解し、中小企業の発展に協力していく必要がある。

このような認識に立ち、将来にわたり「中小企業が元気を出せる」、「中小企業が誇りを持てる」、「中小企業を皆で支える」大分県を目指すことを決意し、この条例を制定する。

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この条例は、中小企業の振興に関し、基本理念、県の責務等及び施策の基本となる方針を定め、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、中小企業の活性化を図り、もって県経済の持続的発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

**第二条** この条例において「中小企業」とは、次の各号のいずれかに該当するもので、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。

- 一 中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者
- 二 前号に規定する中小企業者の事業の共同化のための組織

**3** この条例において「中小企業支援団体」とは、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他中小企業の支援を行う団体で、県内に事務所を有するものをいう。

**4** この条例において「金融機関等」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合その他金融の業務を行う事業者で、県内に本店又は支店を有するもの及び信用保証協会をいう。

**5** この条例において「大企業」とは、第一項第一号に規定する中小企業者以外の事業者（会社及び個人に限る。）で、県内に事務所等を有するものをいう。

**6** この条例において「大学等」とは、県内の大学、高等専門学校及び研究機関をいう。

## (基本理念)

**第三条** 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力及び創意工夫を尊重して推進されなければならない。

**2** 中小企業の振興は、豊かな自然、豊富な人材、多様な技術、バランスの取れた産業構造その他本県が有する資源を総合的に活用して推進されなければならない。

**3** 中小企業の振興は、県、中小企業支援団体、市町村、金融機関等、大企業及び大学等が中小企業とともに相互に連携して推進されなければならない。

**4** 中小企業の振興は、特に小規模企業の経営面及び資金面に配慮するほか、中小企業の経営規模を勘案して推進されなければならない。

## (中小企業の自助努力)

**第四条** 中小企業は、自ら意欲を持って創意工夫を重ね、事業活動の維持改善及び人材育成に努めるとともに、その事業活動を通じて地域社会に貢献するよう努めるものとする。

## (県の責務)

**第五条** 県は、第三条に定める基本理念のつとめ、関係者と連携し、中小企業の振興に関する施策を積極的に実施するとともに、その施策の推進に当たり、必要な情報の収集及び提供を行うものとする。

## (中小企業支援団体の責務)

**第六条** 中小企業支援団体は、中小企業に対し、その事業活動に必要な情報を提供するとともに、経営改善及び創業の支援を行うものとする。

## (市町村の役割)

**第七条** 市町村は、県及び他市町村と連携し、中小企業の振興に関する施策を実施するよう努めるものとする。

## (金融機関等の役割)

**第八条** 金融機関等は、中小企業の円滑な資金調達及び経営改善に協力するよう努めるものとする。

## (大企業の役割)

**第九条** 大企業は、自らの事業活動における中小企業の重要性を認識し、中小企業に対し、事業機会の拡大及び技術力の向上のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

## (大学等の役割)

**第十条** 大学等は、中小企業が行う研究及び人材育成のための協力その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

## (県民の理解と協力)

**第十一条** 県民は、中小企業の振興が、県経済の発展、雇用の創出及び県民生活の向上につながることを理解し、地域商店の利用、県内製品の活用その他の活動を通じて中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 中小企業の振興に関する基本的施策

## 第一節 基本方針

**第十二条** 県は、次に掲げる中小企業の振興に関する基本的な方針に基づき、必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業の経営基盤の安定を図ること。
- 二 中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進すること。
- 三 創業を促進すること。
- 四 中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図ること。
- 五 中小企業の活用により地域内の経済循環を創出すること。

## 第二節 中小企業の振興に関する施策

## (経営基盤の安定)

**第十三条** 県は、中小企業の経営基盤の安定を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 経営に関する相談及び指導の充実
- 二 情報技術を活用した経営効率化の促進
- 三 販路開拓の支援及び取引のあっせん
- 四 円滑な資金調達の支援
- 五 円滑な事業承継の促進
- 六 個別企業に対する支援体制の強化

(経営の拡大及び新分野への進出)

**第十四条** 県は、中小企業の経営の拡大及び新分野への進出を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 産学官連携等による新技術及び新商品の開発の支援
- 二 取引拡大に向けた新たな産業集積の促進
- 三 総合産業としてのツーリズムの振興
- 四 農商工連携の促進
- 五 市場動向に応じた海外展開の支援

(創業の促進)

**第十五条** 県は、創業を促進するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 創業に関する機運の醸成及び相談体制の充実
  - 二 創業のための事業計画策定及び資金調達の支援
- (人材の確保及び育成並びに事業環境の整備)

**第十六条** 県は、中小企業の人材の確保及び育成並びに事業環境の整備を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 若年人材の確保及び雇用のミスマッチの解消
- 二 キャリア教育の充実及び中小企業における人材の資質の向上
- 三 後継者の育成並びに技術及び技能の継承の促進
- 四 女性、高齢者及び障害者が就労しやすい環境の整備
- 五 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和をいう。)の促進
- 六 下請取引の適正化

(中小企業の活用による地域内の経済循環の創出)

**第十七条** 県は、中小企業の活用により地域内の経済循環を創出するため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 中小企業の製品、技術及びサービスに関する情報の提供

- 二 県内の農林水産物、鉱工業品その他地域資源の活用の促進
- 三 柔軟な発注方式による受注機会の拡大

(意見の聴取)

**第十八条** 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するに当たっては、中小企業をはじめとする関係者の意見を広く聴くこととし、意見聴取の場の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(計画の策定)

**第十九条** 県は、中小企業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業の振興に関する計画を策定し、公表するものとする。

(財政上の措置)

**第二十条** 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十八号

大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

大分県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例(平成二十一年大分県条例第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

大分県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第十九号

大分県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大分県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十三年大分県条例第二十号)の一部を次の

ように改正する。

第三条第二項第一号の表中

計	七〇、二八〇	を	松岡太陽光発電所	計	一、三六二
					七、六四二
					に

改める。

附則

この条例は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

~~~~~

大分県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十号

大分県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

大分県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和四十五年大分県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

|             |                       |  |
|-------------|-----------------------|--|
| 県営畑地帯総合整備事業 | 工事費の $\frac{2.5}{10}$ |  |
|-------------|-----------------------|--|

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

~~~~~

大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十一号

大分県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

大分県道路占用料徴収条例(昭和五十一年大分県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表の令第七条第一号に掲げる物件の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に改め、

同項の次に次のように加える。

令第七条第二号に掲げる工作物	令第七条第三号に掲げる施設	占有面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇二五を乗じて得た額
			一、一〇〇〇
			一、一〇〇〇

別表の令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料及び令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる施設の項中「第七条第二号」を「第七条第四号」に、「同条第三号」を「同条第五号」に、「第七条第四号」を「第七条第六号」に、「同条第五号」を「同条第七号」に改め、同表の令第七条第六号に掲げる施設、令第七条第七号に掲げる施設、令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場、令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物、令第七条第十号に掲げる器具及び令第七条第十一号に掲げる施設の項中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「第七条第七号」を「第七条第九号」に、「第七条第八号」を「第七条第十号」に、「第七条第九号」を「第七条第十一号」に改め、

同表の備考第七号中「第七条第六号」を「第七条第八号」に、「同条第十一号」を「同条第十三号」に改める。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

~~~~~

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年大分県条例第十七号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

~~~~~

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年大分県条例第十七号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成二十五年三月二十九日

大分県条例第二十三号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

**警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例**

警察署の名称、位置及び管轄区域条例（昭和二十九年大分県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表の大分県大分東警察署の項中「曙台三丁目」の下に「曙台四丁目」を加え、同表の大分県大分南警察署の項中「小野鶴南二丁目」の下に「国分新町」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十四号

**大分県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例**

大分県地方警察職員定数条例（昭和二十九年大分県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、一六八人」を「一、一七一人」に、「六一三人」を「六一五人」に、「二、〇五八人」を「二、〇六三人」に、「二、四一人」を「二、四一七人」に改める。

**附 則**

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。